

贈 与 等 報 告 書
(金 銭 ・ 物 品 の 贈 与 又 は 供 応 接 待 関 係)

(各省各庁の長等) _____ 殿

所属 部局		氏名 (<input type="checkbox"/> 指定職以上の職員に該当する)
官職		

贈与等により利益を受けた年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

贈与等により受けた利益の基因となった事実及び内容

会合等への出席(供応接待等)

〔 基因となった会合名: _____)
〔 内容: _____)

その他の贈与 (※講演料等の支払については、「報酬等の支払関係」の様式を使用すること)

〔 基因となった事実: _____)
〔 内容: _____)

贈与等により受けた利益の価額 _____ 円 (税込)

上欄に推計した額を記載している場合にあっては、その推計の基となる金額の確認方法

金銭・物品等の場合	供応接待の場合
<input type="checkbox"/> 商品又はサービスの一般市場価格に依拠(カタログや料金表等の価格) <input type="checkbox"/> 類似品や類似規格品の一般市場価格に依拠(カタログや料金表等の価格)	<input type="checkbox"/> 主催者側から聴取(総額を確認し、出席者数で等分) <input type="checkbox"/> 店側から聴取(総額を確認し、出席者数で等分) <input type="checkbox"/> 招待者以外に会費を払った者から聴取(案内状等に記載の価格) <input type="checkbox"/> 飲食店等の料金表に依拠(店舗やインターネット等の料金表記載の価格)
<input type="checkbox"/> その他 ※上記方法による確認ができない場合は理由を記すとともに、その推計の根拠となる資料を可能な限り添付すること 〔理由: _____)	

供応接待を受けた場合にあっては、その場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者の人数及び職業

場所の名称 : (_____)

住 所 : (_____)

多数の者(20名程度以上)が出席した立食パーティー等の場合(この場合は次の「その他の場合」の欄は記入不要)

人数(概数) : _____ 名

その他の場合

形式: 立食 着座 (座席指定の有無: あり なし)

人数 : _____ 名

〔主な参加者(具体的な職業等): _____)

贈与等をした事業者等の名称及び住所

〔 事業者等の名称: _____)

〔 事業者等の住所: _____)

※国家公務員倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等をした場合のみ

〔 役員等の役職又は地位: _____)
〔 氏名: _____)

贈与等をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関との関係

〔 所属行政機関との関係: _____)
〔 職務との関係: _____)

利害関係なし
 利害関係あり (国家公務員倫理規程第2条第1項 _____ 号該当)

(注) 1 贈与等1件につき、1枚に記入すること。
 2 講演料等の支払関係の報告をする場合は、「報酬等の支払関係」の様式を使用すること。

【記入上の留意事項】

1 「贈与等により受けた利益の基因となった事実及び内容」欄について

- ・「会合等への出席（供応接待等）」にチェックした場合は、（ ）内の「基因となった会合名」に、「〇〇社50周年記念祝賀会」、又は「〇〇鑑賞への招待」等と記入し、その「内容」を具体的に「飲食の提供」、「〇〇友好〇〇周年記念鑑賞会」等と記入してください。
- ・「その他の贈与」にチェックした場合は、（ ）内の「基因となった事実」に、「就任祝い」、「外国政府からの儀礼的贈り物」、「チケット」、「書籍」等と記入し、その内容を具体的に「〇〇事務所からの胡蝶蘭」、「〇〇政府からのネクタイ」、「〇〇の鑑賞への招待」、「〇〇教授からの贈呈」等と記入してください。

2 贈与等により受けた利益の価額

- ・価額には、消費税やサービス料を含んだ価額となります。
- ・基本的には、財産上の利益の供与又は供応接待の行われた単位ですが、例えば、飲食、会合等が1次会及び2次会に分かれた場合は、それらが同一の目的に基づく一体のものと考えられるような場合にはこれらを1回の報告として一括して報告することとなります。また、判断が難しいケースもあり得ますので、その場合は倫理事務担当部署に御相談ください。

3 「上欄に推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠となる金額の確認方法」欄について

- ・商品又はサービスの価額については、贈与等の時点で明らかであればその価額を報告することとなりますが、そうでない場合にはその価額を推計して記入することとなります。
- ・贈与者に、直接、購入価格を確認した場合等推計額でない場合はチェック等は不要です。
- ・「招待者以外に会費を払った者から聴取」を選択した場合は、飲食を提供した主催者側が当該会費の額を団体の年会費を払っている等の理由により安い金額に設定している場合でないか等、一般国民が当該会場で飲食した場合に支払うこととなる1人当たりの価格相当といえるか、国民の疑惑を招くおそれがないかに留意してください。なお、他の推計方法がより適切と思われる場合は、当該推計方法によってください。
- ・「主催者側から聴取」を選択した場合は、社会通念上も著しく低廉又は高額と思われる場合は、当該価格によって国民の疑惑や不信を招くこととならないかに留意してください。
- ・「その他」にチェックした場合は、掲げられている推計方法のどの方法にも当てはまらない場合にチェックし、その理由と推計の基となった具体的な資料等があれば添付してください。

4 「供応接待を受けた場合にあっては、その場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者の人数及び職業」欄について

- ・多数の者とは言えない立食パーティー等の場合や着座形式の会合等の場合は、「その他の場合」にチェックしてください。また「主な参加者（具体的な職業等）」には、参加者の具体的な職業等、例えば、〇〇宮殿下、〇〇県知事、〇〇県議会議長等とある程度具体的に記入してください。
- ・人数には、自分を含めた人数を記入してください。

5 「贈与等をした事業者等の名称及び住所」欄について

- ・「※国家公務員倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等をした場合のみ」とは、役員等が事業者等の利益のために贈与等を行った場合に該当する場合ですので、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数の場合にあっては、当該役員等を代表する者）を記入してください。

6 贈与等をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関との関係」欄について

- ・「行政機関との関係」には、「〇〇補助金の交付先」、「〇〇法に基づく許認可先」、「所掌する〇〇会社」等と記入しますが、所属行政機関等と当該事業者等との間に何らかの利害関係がある場合には必ず記入してください。また、利害関係がない場合は、「利害関係なし」にチェックするのみで記入は不要です。
- ・「職務との関係」について、利害関係がある場合は、倫理規程第2条第1項各号の「事務の区分」（許認可等をする事務（1号）、補助金等を交付する事務（2号）、立入検査等をする事務（3号）、行政指導をする事務（5号）、事業の発達、改善及び調整に関する事務（6号）、契約に関する事務（7号）など）のうち、該当する号を全て記入してください。なお、利害関係がない場合は「利害関係なし」のチェックのみで差し支えありません。ただし、過去に就いていた官職の利害関係者で、その者がその官職にとって引き続き利害関係者である場合は、異動後3年間は利害関係者であること（倫理規程第2条第2項）にも留意してください。